

保険外サービス契約書

_____様（以下「利用者」という）と 定期巡回・随時対応型訪問介護
看護ももその（以下「事業者」という）は、次の通り契約を締結するものとします。

< 契約の目的 >

第1条 現在の介護保険制度では支援内容に制限があり、誰もが同じように安心・安全な日常生活を送ることができるとは限りません。本契約では、介護保険制度で実施が困難な支援を行うことにより、利用者が安心・安全な日常生活を送ることができることを目的とします。

- 2 利用者は事業者からサービスの提供を受けた時は、事業者に対し第5条に定める料金を支払うものとします。

< 契約期間 >

第2条 この契約の契約期間は、_____年 月 日から _____年 月 日までとします。

- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

< サービス提供地域 >

第3条 通常のサービス提供地域は南アルプス市内とします。通常の実施地域を超える場合には別途交通費を請求致します。

< サービス提供の記録 >

第4条 事業者は一定期間ごとに、サービス提供の状況を書面に記録することとし、これを契約終了後2年間保管するものとします。

- 2 事業者は、前項の記録を利用者の求めに対して閲覧に応じることとします。

< 利用料金及び支払い方法 >

第5条 事業者が提供するサービスの料金については以下の通りとします。

30分 1,500円（税別）

以降30分増すごとに1,500円（税別）を加算します。

日曜日、祝日（振替休日を含む、年末年始12/29～1/3） 25%割増

夜間・早朝（18時～22時 6時～8時迄） 25%割増

深夜（22時～6時迄） 50%割増

- 2 交通費（サービス提供地域内は無料）

通常の実施地域を超えたところから起算して、1キロ毎 54 円（税込）を請求致します（端数繰上げ）。

- 3 利用者及び連帯保証人は、前項の利用者負担金を事業者に支払うものとします。
- 4 連帯保証人は、利用者（主債務者）が利用料等（債務）を支払えない場合、代わりに返済する義務を負うものとします。
- 5 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額 30 万円の範囲内で負担するものとします。
- 6 支払い方法
現金支払いもしくは口座からの引き落としとなります。

<契約の終了>

- 第 6 条 利用者は、事業者に対しいつでも 1 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができるものとします。
- 2 次の事項に該当した場合は、事業者は、その理由を記載した文書を通知することにより、この契約を解除することができるものとします。
 - ① 利用者の利用者負担金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、負担金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員の生命・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 3 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了するものとします。
 - ① 利用者が死亡した場合

<損害賠償>

- 第 7 条 事業者は、サービスの実施にあたって、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

<秘密保持・個人情報の利用>

- 第 8 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。
- 2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてその個人情報を用いませぬ。
 - 3 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で、自己の個人情報を用いることに同意します。

<苦情対応>

第9条 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとしします。

- 2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利
利益取り扱いをしてはならないものとしします。

<禁止事項>

第10条 利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるように、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- 1 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2 カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- 3 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為
- 4 その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為

この契約の締結を明らかにするため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名・捺印のうえ、各自その1通を保管するものとします。

契約締結日： 年 月 日

事業者 住所 山梨県南アルプス市桃園 379

名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ももその 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(家族又は代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄：)

(連帯保証人)

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄：)